

平成 27 年 度

第 1 回 練馬区国民健康保険運営協議会

会 議 録

平成 27 年度 第1回練馬区国民健康保険運営協議会 会議録

1 日時 平成 27 年 8 月 27 日 (木) 午後 3 時 30 分 ~ 午後 4 時 20 分

2 場所 練馬区役所 本庁舎 5 階 庁議室

3 出席委員

(1) 運営協議会委員 20 名(会長、 会長代理)

ア 被保険者代表委員

安倍 孝治、岩橋 栄子、河原 啓子、上月 とし子、武川 篤之、備前 猛美、
松本 正宏

イ 保険医・保険薬剤師代表委員

伊藤 大介、福島 邦男、齋藤 良造、治田 晶彦、會田 一恵、前田 眞理子
(欠席 反町 茂)

ウ 公益代表委員

小川 けいこ、西野 こういち、かしわざき 強、米沢 ちひろ、石黒 たつお
(欠席 米田 典子、古山 真樹)

エ 被用者保険等保険者代表委員

小池 敏夫、小山 誠

(2) 事務局 13 名

区長、区民部長、収納課長、国保年金課長、他職員 9 名

4 公開の可否 公開

5 傍聴者 なし

6 議題

(1) 委嘱状交付

(2) 委員紹介

(3) 保険者挨拶

(4) 会長、会長代理選出

(5) 会議録署名委員選出

(6) 報告事項

- ・ 国民健康保険制度について
- ・ 平成26年度国民健康保険料の収納結果について
- ・ その他

7 配付資料

【資料1】	「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の概要について」
【資料2】	「平成26年度 国民健康保険料収納統計(年度更新確定)」

8 会議の概要と発言要旨

区民部長

本日は大変お忙しいところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。私は、区民部長の唐澤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまより、今年度第1回練馬区国民健康保険運営協議会を開催いたします。

本日の運営協議会でございますけれども、任期満了に伴いまして委員の改選がございましたため、現在は会長席が空席となっております。そのことから、本日の協議会は区長の名前で召集してございます。会長選任まで、暫時、事務局の方で進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

国保年金課長

国保年金課長の石原と申します。よろしくお願いいたします。

ただいま部長から説明がありましたとおり、会長選任まで事務局で司会を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日は事務の記録用に写真を撮ることと録音をさせていただきます。ご了承をお願いいたします。

それでは、最初に委嘱状の交付です。あらかじめ机の上に置かせていただきました。ご確

認をお願いいたします。委嘱期間につきましては、平成27年8月1日から29年7月31日までの2年間となっております。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、委員の紹介に入らせていただきます。今回は改選後、最初の運営協議会でございますので、こちらから名簿順に紹介をさせていただきます。恐れ入りますが、名前を呼ばれましたら、委員の皆様からひと言ずついただきたいと思っております。

委員紹介

国保年金課長

それでは、保険者として区長よりご挨拶を申し上げます。

区長

皆様、こんにちは。本日はお忙しい中をこの協議会にご出席をいただきまして心から感謝申し上げます。ありがとうございます。今、話がありましたが、国民健康保険の保険者としてひと言ご挨拶を申し上げます。

皆様方には机上に配布した委嘱状にありますとおり、これから再来年の7月まで約2年間、委員をお願いするわけではありますが、まずもって、お引き受けいただいたことについて、これもまた心から感謝を申し上げたいところです。ありがとうございます。

国民健康保険の問題点については、皆様方はよくご存じであります。一番の構造的な問題は加入者の年齢構成が高いということであり、日本全体で高齢化が急速に進展し、また、医療の高度化が進んでいくという中で、一人当たりの医療費が増え、当然また保険の保険料負担も高くなっているわけであり、これに対応して、行政の財政負担も大きくなっておりまして、練馬区では毎年一般会計から国民健康保険会計に約80億円程度繰入れております。区の財政規模、一般会計が約2,400億円ですから、相当な額に上っているわけであり、こういう中で、持続可能な国民健康保険制度をどうやって構築していったらいいか、これが今大きな課題となっておりますが、これもご存じのとおり、新しい国民健康保険制度の法律が成立して5月に公布されました。平成30年度から新しい制度に移行する。これまでの区市町村が財政負担を全面的に負う形から、今度は都道府県が広域団体として財政負担を中心となって、また主体となって、

区市町村とともに制度を運営するという制度に移り変わっていくわけであります。今年度から新しい財政負担のあり方に向けて準備が始まっておりますが、練馬区としても当然この事態に対応した準備を進めていこうと考えております。

ただ、制度は変わっても区が大きな役割を果たすという、例えば保険料率の決定について、そういったことについては変わりありません。そしてまた、この運営協議会が果たす役割、私どもが重要な局面、局面に応じて皆様方にご相談をするあり方も変わっておりません。したがって、今後とも折に触れて局面、局面で皆様方のご意見を伺いながら、私どもも持続可能な保険制度の確立に向けて、なかなか区だけでは難しいわけではありますけれども、できるだけ知恵を絞って皆様と力を合わせてがんばっていきたいと思っております。どうかよろしくお願い申し上げます。

以上で私の挨拶といたします。

国保年金課長

大変恐縮でございますが、区長は、公務が重なっております。ここで退席させていただきます。

ここで事務局を紹介させていただきます。

事務局紹介

次に、本日の委員の出席状況を報告いたします。

事務局

ただいまの出席委員数は20名でございます。

なお、本日は反町委員、米田委員、古山委員以上3名の委員より欠席の連絡をいただいております。

これにより、練馬区国民健康保険運営協議会規則第6条第2項の規定による定足数を満たしていることをご報告いたします。

国保年金課長

次に、会長および会長代理の選出について区民部長からご案内いたします。

区民部長

本日は改選後初めての運営協議会でございますので、改めて会長および会長代理の選出をお願い申し上げるところでございます。

会長および会長代理につきましては、法令の定めによりまして公益代表委員の中から選ぶこととされております。従来から、会長および会長代理の選出につきましては、事務局よりご指名をさせていただいております。このように進めさせていただいてよろしいでしょうか。ご了承いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、慣例によりまして事務局からご指名申し上げます。

会長につきましては、区議会選出委員の小川けいこ委員、会長代理につきましては、区議会選出委員の西野こういち委員をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、会長には小川けいこ委員、会長代理には西野こういち委員と決定させていただきます。ありがとうございました。

国保年金課長

それでは、小川委員には会長席に、西野委員には会長代理席にお移り願います。

会長席、会長代理席へ移る

運営協議会規則第6条によりまして、協議会の議長は会長があたる、ことになっております。ご挨拶をいただきました後、会長に議長をお願いいたします。

事務局の司会進行へ、ご協力ありがとうございました。

それでは、会長および会長代理のご挨拶をお願いいたします。

会長

ただいま、選出賜りました小川でございます。そうそうたるプロフェッショナルな皆様が出席のこの会議でございますが、公益代表から選ばなければいけないとの規則があるとのことで、区議会の方には期別年齢という言葉があるのですが、期が一番長い私がこの度、務めさせていただくこととなりました。皆様と一緒に勉強してまいりたいと思います。よろしくをお願いいたします。

それでは、会長代理お願いいたします。

会長代理

ただいま、会長代理に選任をいただきました西野こういちと申します。よろしくお願い申し上げます。小川会長の下、運営協議会のスムーズな運営に努力してまいりたいと思いますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

会長

まず始めに、会議録の署名委員の選出でございますが、当運営協議会規則第8条第2項によりまして、会議録には、議長および二人以上の委員が署名するものとする、となっております。この署名委員 2 名の選出についてでございますが、私にご一任いただいでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、私の方から選任させていただきます。

従来、被保険者代表委員と保険医・保険薬剤師代表委員から、それぞれ 1 名ずつ選出しておりますので、被保険者代表委員の武川委員と保険医・保険薬剤師代表の伊藤委員のお二人をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

それでは、これより審議に入ります。なお本日は、保険者からの諮問事項はなく、報告事項が 3 件ございます。

では、報告事項(1)について説明を願います。

国保年金課長

はじめに資料の確認をお願いいたします。

資料確認

それでは、新任の委員の方もいらっしゃいますので、少々お時間をいただきまして、練馬区の国保の状況について、私から簡単にお話をさせていただきます。

「ねりまの国保」の16頁の上の表をお願いいたします。被保険者の加入状況です。21年度末は20万人を超えていた被保険者が25年度末では186,525人となっています。毎年2千人程度減少しているということが傾向にあります。先ほど区長も言うておりましたが、高齢

化が進んでおります。75 歳以上になりますと全ての保険者の方が、被用者保険であっても国保であっても、後期高齢者医療制度へ加入となります。このため、練馬区の後期高齢者医療制度が毎年2千人程度増えておりますが、国保については2千人ずつ減り、25年度末で186,525人というような、年々人が減っているような形になります。続きまして、24頁の上の表をお願いいたします。医療費の推移という表がございます。21年度から医療費の状況を記載しております。21年度の医療費は519億円になっておりました。それが22年度で527億円というように、少しずつ伸びております。ただし、24年度から25年度は若干減っていますが、一人当たりの医療費であれば年々増加しています。21年度では一人当たり417,132円でしたが、25年度では444,631円。医療費は横ばいですが、被保険者の数が減少傾向のため、一人当たりの医療費は増加しているというのが国民健康保険の状況でございます。このため、被保険者が負担する保険料が毎年値上がりしている状況でございます。こういうのが現在の国保の状況ということになります。続きまして、32頁をお願いいたします。保険料でございます。昭和34年から平成12年3月まで、保険料を東京都の特別区国民健康保険事業調整条例に基づき、各区におきまして、東京都の調整のもと一体的な国民健康保険事業を行ってまいりました。都区制度改革の実施に伴い、平成12年3月にこの条例は廃止されましたが、特別区におきましては、これまで一体で国民健康保険事業を運営してきた経緯から、引き続き一体的運営を維持することとして、保険料については介護分保険料の所得割料率以外は共通になっております。このため、例えば同じ所得で同じ世帯構成であれば、例えば練馬区に住んでいる方も世田谷に住んでいる方も同じ保険料となるような統一保険料方式に、23区どこに住んでも保険料が同じになるような方式が採られております。特別区につきましては、統一保険料方式というのが採られております。

33頁の国民健康保険料算定のしくみという一番上の表をお願いいたします。図にありますとおり、国民健康保険料は医療分保険料、これは被保険者全員に賦課されます医療に係る分、それから後期高齢者支援金分、これも被保険者全員に賦課されますが後期高齢者75歳以上は現役世代74歳までの方が拠出をしております。このような形で後期高齢者

に皆さんからの支援金を頂いているところでございます。一番右の欄につきましては、40歳から65歳未満の方に介護分保険料、介護の方も現役世代が負担するというので、40歳になりますと介護分保険料の負担があります。40歳未満の方はこの介護分保険料は賦課されません。このように保険料につきましては、医療分それから後期高齢者を支援するお金、介護保険を支援するお金というように年間の保険料が決まっていくような形になっております。

次回の協議会、次回は2月頃を予定しておりますが、28年度に向けた保険料率の改定案等を会にお諮りすることになります。よろしくお願いいたします。

続きまして、資料1を簡単に説明させていただければと思います。

報告事項(1)の説明(資料1)---

会長

ありがとうございます。ただ今、資料の確認、また国民健康保険制度について、そして資料1と説明が続きましたが、何か質問がございましたら、挙手の方をお願いいたします。いかがでしょうか。

委員

資料1のご説明ありがとうございました。今回初めての国保の運協ということで、制度改正の概要をご説明いただきましたけれども、まず1点目に、2018年度からの都道府県単位化の導入について、今現在運営されているこの練馬の国保運営が都道府県単位でどのように変わるのかといったことについて、もう少し詳しく伺えたら良いかなと思います。もう一点は、国からの財政支援ですね、この1,700億円投入の計画ですけれども、どこに具体的には充てていく財源になるのかということです。区民の方々、特に60代を超えた年金生活になっている区民の方々からは、毎年毎年、収入は減っていくにも関わらず、国保料が非常に高いということを口々にお話くださいます。非常に払うことが大変、そして医療にかかった時の医療負担も非常に厳しいという中で、保険料の負担を減らしてほしいと、軽くしてほしいと、払える額にしてほしいというご要望が非常に強いんですけれども、その点について、この国からの財政補助がどのように活かされるかといったことも含めて

伺いたいと思います。

国保年金課長

最初の質問の都道府県化でどのように変わるかというところですが、保険者として練馬区が保険運営を行うことは変わりません。現在行っている資格の管理ですとか給付とかは、引き続きまして区民に身近な団体である区市町村が担うような形になります。東京都が担うのは、主に財政運営の主体になります。具体的には東京都が各区市町村の医療費の実績に応じて、標準保険料率を定めてきます。それに基づいて、練馬区が保険料率を決定するのですが、例えば収納率が良ければ標準保険料率より下げることが可能ですし、収納率が悪ければ東京都が定めた標準保険料率よりも上げるようなしくみになっていくのかと思います。具体的な中身につきましては、現在国と地方の代表で協議をしているところでございます。詳細なところはまだこれから協議となりますが、現在は大まかなところが示されているところでございます。国と地方の協議が進行いたしまして資料が届きましたら、当会にもご報告させていただければと思います。

2番目のどこにお金を充てるのかでございますが、今年から1,700億円と資料1にあっただかと思いますが、そこにつきましては、低所得者対策強化でございます。保険料の軽減対象となる所得が低い方の数に応じた自治体への財政支援の拡充です。ただ、具体的にどのようになるかというのは、まだ正式な通知が来ておりませんので、これもまた後日資料が届きましたら、当会ですとか議会にご報告させていただきます。30年度からは財政調整機能の強化、保険者努力支援等が行われます。保険料が非常に高いということでございますが、医療費の半分は基本的には保険料で、残りの半分は公費で負担するというのが健康保険のルールになっております。先ほど言いましたとおり、一人当たりの医療費が上昇している状況では保険料が上がっていくところでございます。国も、これについてはこれから強化していくところでございますが、大枠は決まっておりますが、詳細は今後示されていくところとだと思っております。区の方ではアンテナを張って情報を収集しているところでございます。

委員

協議段階だということで、詳細についてはまた詰まってくればご説明やそうした物がこの協議会に示されると思うのですが、都道府県単位化することによって23区の統一保険料方式がどのように変化するのか、また多摩地域はそれぞれの市町村で保険料がまちまちで仕組みも変わっているかと思います。それをどのように調整していくのかということは、非常に高い方に保険料を合わせたり、低い方に合わせられるのか、そういった場合には、財源をどうするのかといったような非常に具体的に心配な課題についても協議が今後できればありがたいと思います。低所得者対策について課長からご説明はいただいたんですけども、低所得者対策がどの範囲で行われるのかといったところについては気になることです。国保料が、国保の加入世帯の方々の中で、この近年特徴的なのは、保険料の上昇は多人数世帯にも大きな影響を及ぼしているかと思います。二人以上、三人、四人世帯、五人以上の世帯といったところでは、それぞれ所得が一世帯あたりでどのように基準を設けていかれるのかということが非常に気になります。多人数世帯に対する減免の措置が弱いと、私は正直率直に申し上げたいと思いますし、この間の旧ただし書き方式への算定方式の変更が、障害者のいる世帯についても大きな保険料上昇を招いている、この点についても低所得者対策に類する対策として、区としても検討にしっかり乗せていただいて対策を練っていただきたいと思っているんですけども、その点を伺いたいと思います。

国保年金課長

現在は統一保険料方式でやっているところですが、広域化になってからは、これが継続するのかどうかというのは、これから特別区の課長会等で検討されていく段階でございます。それから、委員からお話のありましたとおり、国保というのは均等割と所得割というのがあります。均等割は受益者負担という形で、世帯の加入数に応じてご負担いただいております。均等割につきましては、減額率が現在7割、5割、2割と所得に応じて減額がされております。特別区の課長会でも多人数世帯の保険料負担の課題というのは認識しておりますが、どういうものかいいのかというのはこれから検討して区長会等に意見を出していくところでございます。また、詳細が分かりましたら、議会、この協議会に

ご報告させていただきます。

会長

他に何かございますでしょうか。

他に質問がないようでしたら、報告事項(1)を終わらせていただきまして、次に報告事項(2)「平成26年度国民健康保険料の収納結果について」の説明をお願いいたします。

収納課長

報告事項(2)の説明(資料2)---

参考までに、これは特別会計として処理されるものでございます。本日お配りされている運営協議会委員のための国民健康保険必携、こちらをご覧くださいなのですが、29頁でございます。国民健康保険特別会計ということでございます。「国民健康保険は、市町村が行う公営事業です。」ちょっと飛びまして、「特別会計を設けて、独立採算で経理されることになっております。事業と言っても、民間の営利事業とは異なり、収益を目的とするものではないことは、言うまでもありません。特別会計と言うのは特定の収入によって、特定の支出に充てるために、一般会計から独立して経理を行うもの」です。これにつきましては、国民健康保険法で定められているものでございます。合わせて、101頁をご覧ください。23区では保険料という取り扱いになってございますが、東京都の他の事業体、都下では、保険税として取り扱っているものでございます。この101頁のところでございます「1 保険料か保険税か」「国民健康保険制度は、保険の技術を用いた社会保障制度ですから、主な財源はあくまで保険料に求めるべきものです。」以下、飛びまして次の頁でございます。1行目の「これは国民健康保険の草創期に、保険料という名目では徴収が困難だということから、「税」というかたちで徴収することができるようにしようということで、昭和26年に設けられたものです。国民健康保険税によっている市町村数が全体のほぼ9割、しかし、被保険者数で見ますと6割程度になっております。これは、規模の大きい都市に保険料方式をとっているところが多いからです。」以下参考ということで、一緒に合わせて収納関係のところ、この本の中から紹介させていただきました。ご説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございます。資料2につきまして何か質問がございましたら、挙手の方をお願いいたします。よろしいでしょうか。ないようでしたら、報告事項(2)を終わらせていただきまして、(3)その他に入らせていただきます。その他で皆様から何かございますでしょうか。ないようでしたら(3)を終わらせていただきます。

国保年金課長

国民健康保険の被保険者証についてご案内をさせていただきます。現在お使いいただいております保険証の有効期限は平成27年の9月末まででございます。10月からの被保険者証は9月初旬に発送予定でございます。以上でございます。

会長

他に何かございますでしょうか。

区民部長

次回の運営協議会でございますけれども、年明けを予定しております。日時が決まり次第ご案内をお送りいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

会長

次回の日程は決まり次第ご案内いたしますので、どうぞまたご出席のほど、お願いを申しあげます。質問等ないようですので、これにて本日の運営協議会を閉会いたします。皆様お忙しいところご協力を賜りましてありがとうございました。お疲れ様でした。